

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	33 - 2	分野	1. 加入の促進 (5) 機能別団員・機能別分団	作成年月	令和元年8月
地方公共団体名	岡山県 総社市	担当課	消防本部 消防総務課		
連絡先	Tel 0866-92-8342 E-mail fd-soumu@city.soja.lg.jp				
タイトル	特殊技能消防団員制度				
取組の概要	<p>特殊技能消防団員制度とは、本制度の利用を希望する各消防団員の資格、技能と災害現場で必要とされる技能のマッチングを行い、マッチングした場合に当該団員に当該資格、技能に基づく活動に従事してもらう制度です。</p> <p>令和元年7月1日から、総社市消防団員999人を対象に資格・技能の調査を行いました。例えば、大型特殊自動車の免許を所持している団員が本制度による活動登録をすれば、大規模地震発生の際に重機の運転をすることとなります。</p> <p>本制度においては、このような機械の操作等に限定せず、他の資格、技能等も含めて幅広く調査及びマッチングを行うことで、様々な形で消防団員の力で被災者に寄り添った支援ができるのではないかと考えています。</p> <p style="text-align: center;">総社市消防団特殊技能団員運用要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、地震や水害等の大規模災害等（以下「災害等」という。）において、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するため、豊富な知識や技能等を活かして、災害等の現場で不足する消防力の補完を図るための特殊技能団員の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特殊技能 大型自動車免許、大型特殊自動車免許（ショベルカー等）、小型船舶免許、移動式クレーン、多言語話者等の資格及び技能等</p> <p>(2) 特殊技能団員 特殊技能を有しており、特殊技能団員として登録された者</p> <p>(任務)</p> <p>第3条 特殊技能団員は、災害等において、次に掲げる活動にあたることを任務とする。</p> <p>(1) 災害等発生時における災害防ぎょ活動及び災害警戒活動</p> <p>(2) その他団長が特に必要と認める活動</p> <p>(登録及び抹消)</p> <p>第4条 団長は、団員の特殊技能の資格保有者等を調査し、特殊技能団員として登録を希望</p>				

する団員と所属分団長が承諾した場合、特殊技能団員として登録するものとする。

2 特殊技能団員に登録された団員は、次の各号に該当するときは、速やかに団長に報告するものとする。なお、登録した資格等を喪失した場合等は、登録から抹消するものとする。

- (1) 特殊技能団員の登録抹消を希望するとき。
- (2) 登録した技能又は資格の内容に変更があったとき。
- (3) 登録した技能又は資格を更新しなかったとき。
- (4) 登録した技能及び資格を喪失したとき。

(招集)

第5条 団長は、災害等が発生し、災害等の現場において特殊技能団員が必要となったときは、登録している特殊技能団員を招集するものとする。

(活動)

第6条 招集を受けた特殊技能団員は、消防長及び団長の指揮下に入り活動するものとする。

(報告)

第7条 特殊技能団員は、活動内容を団長に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 特殊技能団員の出勤等に係る費用弁償については、総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第217号）第3条の規定に基づき支給する。

(訓練等)

第9条 特殊技能団員は、災害等の現場で効率的に活動できるようにするため、市、消防本部及び消防署等が実施する消防訓練等に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、団長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

その他参考情報